

長野短期大学研究活動に関する倫理ガイドライン

(趣 旨)

このガイドラインは、長野短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の公正性と信頼性を確保することを目的とし、研究活動において求められる研究者等が遵守すべき事項を定める。

(研究者等の定義)

このガイドラインにおける「研究者等」とは、本学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者とする。

(研究者等の責務)

1. 研究者等は、生命及び個人の尊厳を重んじ基本的人権を尊重しなければならない。
2. 研究者等は、学術研究が社会からの信頼のうえに成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
3. 研究者等は、研究倫理に関する研修を3年ごとに受講しなければならない。
4. 研究者等は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、学生が研究活動に加わる時は、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。
5. 研究者等は、研究に協力し、又は研究を支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。
6. 研究者等は、研究活動において、関係する法令や学会等の指針等を遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止にも努めなければならない。

(研究計画の立案・実施)

1. 研究者等は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。
2. 研究者等は、他者の独創性・新規性を尊重しなければならない。
3. 研究者等は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとして判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

(研究費の適正な使用)

1. 研究者等は、研究の実施にあたっては、関連する法令、研究費ごとに定められた条件や使用ルール、本学の関係規程等を遵守し、適正使用に努めなければならない。
2. 研究者等は、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等に沿って当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・管理)

1. 研究者等は、研究のための資料、情報及びデータ等を収集するにあたっては、その目的に適う必要な範囲内において、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により行わなければならない。
2. 研究者等は、収集した研究のための資料、情報及びデータ等並びに関連する研究記録については、適切に保管管理し、必要に応じて開示しなければならない。
3. 研究活動の記録・保存、保存期間、退職等の取扱い、開示等の詳細については、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

1. 研究者等は、個人並びに組織及び団体等から個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について説明し、明確な同意を得なければならない。
2. 研究者等は、提供を受けた情報及びデータ等の利用又は、活用の結果を研究成果として公表する場合においては、原則としてあらかじめ提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

研究者等は、研究に関わる個人情報については、関連する法令及び学内諸規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

(研究に関する装置、薬品等の管理)

1. 研究者等は、研究に用いる装置、機器及び薬品・材料等について、関連する法令や学会等の指針及び学内諸規程を遵守し、適切かつ安全に管理しなければならない。
2. 研究者等は、研究の過程で生じた廃棄物や使用済み薬品等について、責任を持って適切に処理しなければならない。

(研究成果の公表)

1. 研究者等は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。
ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。
2. 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることを鑑み、研究者等は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
3. 研究成果発表における不正行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの）は、本学及び本学の研究者等に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者等は自覚し、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）、特定不正行為以外の不正行為（二重投稿、不適切な

オーサーシップ等)は、絶対にしてはならない。ただし、根拠が示されて故意によるものではないことが明らかにされたものは不正行為に当たらない。

4. 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者等は、適切な引用、誤解のない完全な引用、真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

研究者等は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の獨創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な著作者であることを認められる。

(審査の公正性)

1. 研究者等は、他者の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断をもつことなく、当該審査基準等に従い、自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。
2. 研究者等は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(利益相反)

研究者等は、自らの研究活動や審査等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益と衝突しないよう十分に注意を払うとともに、このような状況が発生する場合は、公共性や公正性に配慮しつつ適切に対処するものとする。

(本学の責務)

1. 本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高めるために、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、定期的実施する。
2. 本学は、研究活動及び研究費の適切な管理等について、また研究活動に関わる不正行為の防止について必要な措置を講じる。
3. 本学は、研究倫理に関して、苦情、相談及び告発等がある場合、適切に対応するものとする。
4. 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。